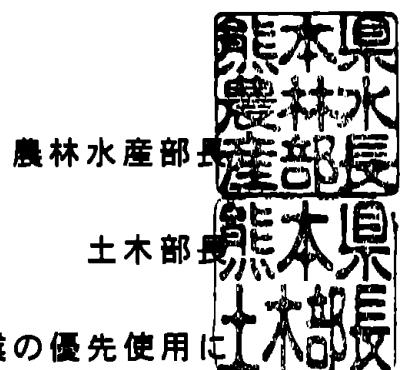


農計技管第833号
土技 第350号
平成21年11月12日

熊本県建設産業団体連合会長
熊本県土地改良事業団体連合会長
熊本県森林組合連合会長
熊本県森林土木建設協会長

様



県工事における県産資材、県内企業及び誘致企業の優先使用について（依頼）

各連合会、協会の皆様には、日頃から本県行政の推進に御理解と御協力いただき感謝申し上げます。

さて、標記の優先使用につきましては、平成16年3月29日付け 農建第2479号、林政第2684号、土技第2466号で送付し、県内の建設関連産業の振興策のひとつとしてお願いしてきたところです。

しかし、県内の経済情勢は、一部の産業で景気回復の兆しが見られるとはいうものの、建設関連産業は公共投資の減少が続く中、不透明感が増している状況にあります。

つきましては、県が発注する工事に係る使用材料及び下請け業者について、地場産業の活性化、地産地消等を図るために、県産資材、県内企業及び誘致企業を優先的に使用することについて、更なる配慮をいただきますよう、各会員の皆様に周知をお願いします。

なお、特記仕様書あるいは土木工事共通仕様書（別冊）には、下記のとおり記載しておりますので申し添えます。

記

使用材料及び下請業者については、県産資材、県内企業及び誘致企業の採用に努めること。

なお、県産資材、県内企業及び誘致企業とは、以下に該当するものをいう。

- (1) 県産資材とは、県内で産出、生産又は製造されたものをいう。
- (2) 県内企業とは、県内に主たる営業所を置く建設事業者をいう。
- (3) 誘致企業とは、県内に誘致された企業をいう。